

【目次】

1. 代表理事挨拶 田里友邦
2. Q&A
3. 特別寄稿『安心して自信をもって自由に生きる権利』
NPO 法人にじいろ CAP 代表 重永 侑紀先生
4. ご寄付のお願い

1. 理事長挨拶

晩秋の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当法人の活動にご理解・ご協力賜り、有難うございます。心よりお礼申し上げます。

2018 年 6 月に法人を立ち上げ、同年 9 月から電話を受ける活動を開始して 3 年が過ぎました。本年 6 月には web サイトをリリースし、これに合わせて、これまでの電話に加え、毎朝 5 時~7 時の時間帯には line チャットを活用しての相談受付も開始いたしました。9 月からは若年者向けのメッセージ動画を毎月 1 本、YouTube に投稿する活動も開始いたしました。電話を通して気持ちに寄り添う活動を重視する方針には何ら変わりはありませんが、一人でも多くの若年者に私ども法人の活動を知って貰い、必要に応じて利用して頂くために、段階的に SNS の活用にも取り組んでまいります。これに加え来年度は①理事の交代(執行部機能の強化)、②外部評価制度の創設など、当法人を本当の意味で《組織》と呼べる団体にするための体制づくり、③公の機関へのアプローチ等に力を入れて行く方針です。

昨今は、これまで存在しながら知られる機会が殆どなかったヤングケアラーについての報道も増えて来る等、厳しい状況に追い込まれている若年者の存在が少しずつ認知される様になって来ました。ただ、其の半面、必要としている人ほど自ら積極的に SOS を出し辛い状況には変わりはなく、よほど注意していなければ、支援を必要としている人が身近にいても、其の存在に気付かないことも考えられます。繰り返される虐待や若年者の自死等の報道に接する度に、防ぐことができなかったことに対して悲しみと怒り、無力感を感じてしまいますが、私たちは微力ではあるものの、無力ではありません。試行錯誤を繰り返しながら、活動を拡充してまいります。引き続き物心両面からご支援・ご声援頂けましたら幸いです。

日に日に寒くなって来ました。皆様、風邪などに気を付け、お元気にご活躍下さい。皆様の今後益々のご多幸を記念申し上げます。

2. Q&A

沢山の皆様より貴重なご提案やご質問を頂いています。特に多く寄せられるご質問の内容について、ご紹介いたします。

Q1 電話受け手スタッフとして活動したいが、第2期の養成講座を開校する予定はないのか？

A 当面、集団での電話受け手ボランティア養成講座の開講は予定していませんが、当法人の推奨する他団体の研修を受講して頂いたり、当法人の推奨する図書をお読み頂きレポートをご提出頂いたり、実際の電話応答の訓練を通して適性を見極めた上で、電話受け手ボランティアに相応しいと判断した方につきましては、一緒に活動に加わって頂きたいと考えています。

※ 当法人で電話受け手スタッフとして活動して頂くためには、最低 16 日の学科実習と最低 24 日の実習訓練を受けて頂く必要があります。養成講座の実施には外部講師謝礼金などに、八十万円以上の予算が必要です。週 1 回ペースで講座を開講する場合、約 10 か月、月 2~3 回の場合だと 1 年半~2 年の実習期間が必要ですが、養成講座のカリキュラムを全て受講して頂いた場合でも、電話受け手ボランティアとして適正と認められる実力が身につくとは限らず、類似の活動を行なう他団体の事例から想定して、概ね開講時 20 名の受講生でスタートした場合、最後まで講座を修了できる方は 7~8 名、実際に計画的に継続して活動できる方は 3~5 名で、開講時の受講生が少人数だと、せっかく養成講座を開講しても電話受け手スタッフを一人も養成することができない可能性も十分考えられます。クラウドファンディングや助成金等を活用して養成講座を開講して、一人も電話受け手スタッフを養成できなかった場合、資金提供して下さった皆様のご理解を頂くことは困難です。当法人が受ける電話や line チャットの件数が増加し、いのちの電話やチャイルドライン同様、若年者からも大人からも認知される様になれば自ずと受講希望者も増加することが予想され、効果的な養成講座が可能となります。それまでの間、ご希望の方には、読書や他法人主催の研修受講後、レポート提出をして頂き適性を判断することで、養成講座を受講して頂いたものと見なす措置を取りますが、まずは一人でも多くの方々に当法人の活動を知って頂き、活動実績を積んで信頼を頂くことが最優先課題です。

Q2 少ない人数で電話や line チャットを受けている現状で、相談件数が増えてしまったら対応できないのではないかと。相談しようと思えば電話をしてもつながらなかつたらかえって逆に傷付く。件数が増えてつながらなかつたら子どもたちをかえって傷つけるので、子どもたちに紹介することは無責任。電話がつながらずに子どもを傷つける、そんな無責任なことはできない。いつでも電話がつながる体制にするため、電話を受けの人を増やすのが先ではないか？電話受け手ボランティア養成講座を開講しなければ、広報活動その他の活動に協力できない。

A 確かにせっかく電話をかけてもつながらなかつた場合、孤独感が増大しますので、其の様な辞退は避ける必要があります。新型コロナウイルスによる感染症の流行拡大の影響で、電話やチャットを活用して相談を受け付けている他団体の多くでは、相談件数が増大しています。ただ其れは、法人役員の中に大学教授や役所の幹部職員がいらっしゃる法人が多く、新聞・テレビを始めとするメディアで相談先として紹介されたり、行政や学校を通して相談先として紹介されていることが影響しています。当法人は活動実績が浅く、学校や行政等公の機関から若年者に相談先として紹介して頂ける状況にはございません。メディアや公の機関から信頼され紹介される様になるまでの間は、お一人お一人のご協力で、若年者に私たちの活動を周知することが必要です。個人の広報で相談件数が急激・大幅に増えることはほぼ考えられません。万が一相談件数が私どもだけでは対応できないくらい急激に増大した場合は、臨時的な対応として、外部の専門家に報酬を支払い電話受け手スタッフに加わって頂くことも検討いたしますが、其の様な状況になる可能性は極めて低く、むしろ、今支援を必要としている若年者が多くいるのに、活動が知られていない故に支援に結びついていない現状を憂慮することのほうが現実的、且つ急を要する課題であると認識しています。

Q3 電話受け手スタッフとして活動したいが、自分の生活もあるので、ボランティアで行なうことは難しい。助成金等を活用して報酬を支払うことを考えるべき。又、電話を受けるために特定の場所に通うことは負担が大きい。個人携帯に転送して自宅でも電話を受けることができる体制を考えるべき。

A 当法人は歴史のある《いのちの電話》や《チャイルドライン》の活動理念や運営原則を模範としています。

○1. 電話をかける側も受ける側も匿名

(連絡先の交換は勿論、直接会うことは厳禁)

○2. 傾聴のスキルを身に着ける訓練や一面的な思考にならない訓練を重視するものの、《専門家による治療・カウンセリング・指導・教育》ではなく、《一市民・良き隣人としての気持ちに寄り添う活動》を行なう。

○3. 電話は非公表の特定の場所で受ける

他にも様々なルールがありますが、両団体に共通する上記の原則を特に、当法人でも重視いたします。

1. につきましては、昨秋発行いたしましたメルマガ第2号に記載していますので、webサイトからご査収下さい。

2. につきまして、q1でもご説明いたしました通り、急激に相談件数が増加して現行スタッフで対応できる限度を超える場合は、外部のプロのカウンセラーに電話受け手スタッフとして加わって頂くことを業務委託する場合があります。又、其れとは別に、将来、日時を特定してLGBT.q+や発達障害、グリーフケア等、特定のテーマに沿った相談を、外部の専門家に委託して受けることも検討しています。この様な《プロに業務を委託する場合》は当然、謝礼金をお支払いいたします。内部のスタッフに対しましては、一定の範囲内で事務所までの交通費(お車の場合は燃料ダイヤ駐車場料金)をお支払いいたします他、スキルアップに必要な他団体主催の研修を受講する際の受講料金や交通費を助成したり、書籍・教材の購入補助をしたり、必要に応じてお飲み物や軽食等の提供を行なう場合もございますが、《ボランティア活動》ですので、活動に対する報酬は支払いいたしません。

3. につきまして、メルマガ2号の記載内容とやや重複しますが、いくら訓練を重ねても、常に傾聴の姿勢を堅持することはプロにもアマにも困難です。傾聴は「話を聴くだけ」と表現されることがありますが、話を集中して親権に聴くことはかなりの労力を必要とします。非日常の行為です。若年者から寄せられる相談には、命に関わる深刻な内容もあれば、せつかく一生懸命話を聴いているのに、(相談する側が傷付いている故に)電話受け手を傷つける厳しい言葉をなげかけられたり、大人がどこまで自分を見捨てないか試すためのイタズラ電話・作話で電話受け手

のモチベーションを下げてしまうことも多々あります。攻撃的な電話やイタズラ電話・無言電話が続くとモチベーションが下がってしまいがちですが、そういう若年者も誰かに傷つけられた被害者であり、一喜一憂せず見捨てないで根気よく向き合うことが必要です。

確かに、技術的には、若年者から頂くフリーコールを個人の携帯電話に転送して、個々の自宅や職場で受けて頂くことは物理的には勿論可能で、一見すると其の方が合理的とも考えられますが、非日常である《電話を受けて気持ちに寄り添う》という活動を行うに当たっての心の準備を整え、又、受けた電話の衝撃を持ち帰らず、気持ちを日常に切り替えるために、所定の場所で電話を受けて頂くことが重要です。所定の場所に集まり、活動前に仲間と雑談をして気持ちを整えたり、活動後に受けた電話の応答について、自分の気持ちを仲間に話したり、仲間から意見を聴くことは、電話受け手スタッフの心のケアと言う意味で、大きな意義があります。

私ども法人はこの様なスタンスを大切にしていますが、この様なスタンスだけが正しいと考えている訳ではけしてありません。実名で、ご自身の携帯で電話やlineで相談を受けている方もいらっしゃる、どちらが良い・悪いではなく、若年者自身が相談先や媒体を選択できることが大切だと考えています。

Q4 どんな電話やlineチャットが多いのか？年代や時間帯の傾向はあるのか？

A: 1月から9月の期間中、合計244件の着信があり、そのうち約半数に当たる121件が無言電話、111件が「もしもし」等の一言電話で12件で会話が成立しました。中学3年が7件、高校1年が5件で、12件とも女子でした。

中学生の7件は同一の子で、数か月無言電話や所謂ワン切りをした後、勇気を振り絞って話をしたことを6回目の電話の際に打ち明けてくれました。最初はテレビ番組を見ての感想等の何気ない話でしたが、次第に家族関係の悩みについて話してくれました。

lineチャットはお一人から合計3回、ご相談がありました。薬を飲んで病院搬送されたとの話。短い文字数でのやりとりで状況を把握することが容易ではなく気持ちを受け止めることにも限界がありますが、電話することに抵抗を感じる子の入り口として、今後も活用を続けます。

3. 特別寄稿『安心して自信をもって自由に生きる権利』

NPO法人にじいろCAP代表 重永 侑紀先生



子どもには安心して自信をもって自由に生きる権利があるとCAPプログラムで教えています。大人である私たちにとっても大切な権利ですが、子どもには特に大切です。なぜなら子どもは、ただ子どもであるというだけでいとも簡単に、その権利を奪われてしまうからです。暴力は安心・自信・自由の権利を奪います。つまり、すべての子どもは、暴力を受けずに育つ権利をもっていることを伝えるために、この3つの権利は子どもに特別に大切なのだと強調するのです。

あなたは小学3年生の子どもに「権利って、何？」と質問をされて答えることはできますか？私たちCAPスペシャリストは、子どもたちに「当たり前にしてもいいこと」「当たり前を持っていて良いもののこと」と教えます。子どもたちはスポンジが水を吸うように、学びます。むしろ大人の方が飲み込むのに時間を要します。大人たちが子どもだった頃も人権教育はありました。ただ、学校で学習した人権教育は、著しく人権侵害を受けた人たちの歴史だったり、物語だったりではなかったでしょうか。「あなたも大切な権利があるのよ」「自分の権利を大事にしようね」という力強い教育は受けてこなかったのではないのでしょうか。その結果、「子どもの権利条約」を批准したにもかかわらず、未だに、私たちはブラック校則に対しても抵抗感を持つこともできず、受け入れてしまっているようです。大人たちこそが人権と市民権の違いを改めて学ばなくてはならないようです。

「権利って、してもいいってこと。たくさん権利の中でも、この権利がないと生きていくのに困るものものを人権って言うのよ。」と小学生に教えています。人間は、ただ食べ物があれば生きていけるものではありません。人として尊重されて、他者を尊重できるのです。他の哺乳類と違って私たち人間は、体験学習によって学ぶ生き物だからです。

子どもにとって当たり前に必要な権利ですが、権利を子どもに渡すとわがままになると不安に感じてしまう大人も少なくありません。そんな感情を私は「権利アレルギー」と表現しています。大人たちは、根拠もなく不安になるのです。自分が子どもだった頃には、叩かれて育ってきたり、先輩に「シゴキ」と言う名のいじめを受けてきたりしながら育ってきたからでしょうか。叩かれたことのない子どもは、大人になってからストレスに弱くなると信じ込んで不安になるようです。エビデンスから言えば、むしろ真逆な話です。体罰やシゴキ、否定メッセージ、喧嘩、争い、比較等は、子どもの脳にも体の仕組みにも大きな悪影響を与えてしまいます。社会的生き物である人間は、暴力を体験学習することで他人にも、将来の我が子にも同じことを繰り返す可能性が高くなります。もっと悪い影響だと思ふことは、「嫌われている感覚」を拭い去れなくなることだと私は考えます。た

とえ自分が直接、体罰やいじめ、シゴキを受けていなくても周囲の友達が受けているのを見て体験学習をすると、「いい子」を演じられなくなった時の恐怖を感じてしまい、常に緊張感を持って生活をするようになってしまうからです。このじわじわと続く緊張感は、うつ状態になりやすかったり、緊張感を和らげるために不適切な行為や薬やモノに依存をしてしまったりする素地につながりかねません。日本の子どもたちの精神的幸福度はOECD38カ国の中の37位です。それも年齢を増すごとに下がっていく幸福度、自尊感情の問題は、権利アレルギーを克服できないままに高度成長期、バブル期を過ごしてきた50代以上の人たちの課題のようにも思えます。

実際、少年による凶悪犯罪はみるみる減少しています。今の子どもたちは、とてもとても「いい子」なのです。「いや」と言う気持ちを幼い頃から抑制され、大人の期待通りに過ごすことでしか認められず、自分という唯一無二の存在を愛することができぬまま、成長しているようです。実際に、子ども若者の自殺が止まりません。緊張感に耐えられなくなったふとした瞬間に突発的に、命を絶つのです。20代で亡くなっている人たちの半分は自殺です。

子どもの権利とは、年に一度のバースデーケーキのようなお菓子ではなく身体を支える骨や肉であることを忘れないでください。

子どもの権利は、子どもをわがままにするのではなく、自らの命を尊び、他者をも自分のことのように大切に思うことのできる共感性を育てる人間になるには、なくてはならないものです。もし、あなたがこの考え方に賛同できないのであれば、それはあなたの中に住んでいる幼かった頃のあなたが「今頃、遅いよ」と泣いているのかもしれないかもしれません。もう遅いと諦めずに、あなたも自分の人生の主人公であり続けてほしいと願います。子どもの権利を守る大人もまた、大切なひとりの人間なのですから。

4. ご寄付のお願い

当法人では若年者が通話料を心配せず電話をかけることができる様、フリーコールで電話を受けています。電話代金や通信費に年間約 18 万円、法人市民税や法人県民税に合計約 7 万円、司法書士や税理士への業務委託費に合計約 8 万 8 千円等、義務的支出に年間約 70 万円必要です。今年度は web サイトをリリースし、今後、徐々に SNS の活用にも力を入れて行く予定です。

活動を長く続けるためには、皆様のご支援が欠かせません。

金額は便宜上、個人一口 5000 円、法人一口 1 万円と設定していますが、この額に関わらず額は大小おいくらでも、有難く拝受いたします。

ご希望の方に関しましては、『ご支援者』として web サイトでご紹介いたしますので、ご遠慮なくお申し付け下さい。「電話・通信費 2 か月分=3 万円」といった様に、用途を指定してのご寄付も受付いたします。

詳しくは当法人の web サイトをご確認の上、ご不明な点がございましたらご遠慮なくお問合せ下さい。

※今回のメルマガは以上です。

お読みになったの感想等頂けましたら幸いです。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
一般社団法人子ども電話 童神 メールマガジン 2021 年秋号(通算第 3 号)
〈お問合せ先〉

tel:090-5927-0767

mail:info@warabigami.org

URL:http://warabigami.org

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆